

令和4年度苓北町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

苓北町農業委員会
会長 小野 三 幸

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、苓北町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

- (1) 遊休農地の解消目標 1. 0 h a

【目標設定の考え方】

耕作放棄地解消事業補助金（有効利用促進事業 1. 0 h a）を活用し解消に取り組む。

(2) 遊休農地の解消の具体的な取り組み方法

利用状況調査（農地パトロール）により遊休農地を把握し、解消に努める。

- ① A分類については、意向調査を実施する。また県・町の解消事業を活用して解消する。
- ② B分類については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用集積について

- (1) 担い手への農地利用集積目標 3. 0 h a

【目標設定の考え方】

農地中間管理事業を活用しながら農地利用の集積・集約化に取り組む。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ① 期間満了を向かえる農地については、委員が戸別訪問で意向調査を実施する。
- ② 人・農地プランのアンケート結果から未契約農地を掘り起こし、利用権設定を勧める。
- ③ 人・農地プランの実質化に向けた、地域の座談会に積極的に参加する。また、地域関係者へ座談会の参加を呼びかける。

3. 新規参入の促進について

- (1) 新規参入の促進目標 1 経営体

【目標設定の考え方】

担い手協議会との連携により、担い手の確保・育成を図る。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

担い手制度・認定農業者制度の周知・普及を図り、新規参入を促進する。
必要に応じて農地相談・現地確認を実施する。

4. その他

この指針は、年度の初めに見直しを行うことを原則とする。